

## 下関市住宅耐震化促進事業補助金交付要綱

平成 31 年 4 月 1 日制定

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、既存住宅の地震に対する安全性の向上を図り、地震に強いまちづくりを進めることを目的として、下関市内の民間所有の既存住宅の地震に対する安全性の向上に資する事業を行う者に対し、当該事業に要する費用の一部を補助する下関市住宅耐震化促進事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅 一戸建ての住宅（店舗等の用途を兼ねるもの（店舗等の用に供する部分の床面積が延べ床面積の 2 分の 1 未満のものに限る。）を含む。）をいう。ただし、国、地方公共団体、独立行政法人その他公の機関が所有するものを除く。
- (2) 木造住宅 昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工された住宅のうち在来軸組工法、桝組壁工法又は伝統工法によるもので、階数が 3 以下のものをいう。
- (3) 建築士 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 2 条に規定する一級建築士、二級建築士又は木造建築士をいう。
- (4) 建築士事務所 建築士法第 23 条第 1 項に規定する一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所をいう。
- (5) 木造住宅耐震改修事業 木造住宅の耐震性向上を目的とした一般財団法人日本建築防災協会発行の「木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める一般診断法又は精密診断法（時刻歴応答計算による方法を除く。）に基づく耐震診断により上部構造評点が 1.0 未満とされた木造住宅を上部構造評点が 1.0 以上となるようにする耐震改修工事を実施する事業をいう。
- (6) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴力団対策法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。
- (7) 暴力団員 暴力団対策法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。

(8) 土砂災害特別警戒区域 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 9 条第 1 項に規定する土砂災害特別警戒区域をいう。

(9) 土砂災害対策改修 土砂災害特別警戒区域内の土砂災害に対する構造耐力上の安全性を有していない建築物を建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 80 条の 3 の規定に適合させる改修をいう。

(補助対象者)

第 3 条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 下関市内に所在する木造住宅（土砂災害特別警戒区域内の住宅については、土砂災害対策改修を併せて実施するもの又は実施したものに限る。）の所有者であって、現に居住しているもの又は補助金の交付申請日の属する年度内に居住を開始するものであること。ただし、特段の事由により所有者が事業を実施できない場合で、市長が特に認めたときは、この限りでない。

(2) 下関市の市税（以下「市税」という。）を滞納していない者であること。

(3) 補助対象者及びその者と同居する者が暴力団員でない者又は暴力団及び暴力団員と密接な関係を有しない者であること。

(交付の対象)

第 4 条 補助金は、木造住宅耐震改修事業で市長が公益上必要と認めるもの（以下「補助対象事業」という。）を行う補助対象者に対して、その実施に必要な経費の一部について交付する。ただし、国、山口県又は下関市が行う他の補助金、資金貸付金及び利子補給等を受けているものについては、補助対象事業としない。

(補助金の額)

第 5 条 補助金の対象とする費用の額及び補助金の額は、次に定める額とする。

(1) 補助金の対象とする費用 木造住宅耐震改修事業に要した費用（消費税及び地方消費税相当額を除く。）

(2) 補助金の額 前号の額に 5 分の 4 を乗じて得た額（1,000 円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てる。）。ただし、115 万円を限度と

する。

(交付の申請)

第6条 補助対象事業を行う補助対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助対象事業に着手する前に、下関市住宅耐震化促進事業補助金交付申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の下関市住宅耐震化促進事業補助金交付申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 住宅耐震化促進事業実施計画書（様式第2号）

(2) 市税の滞納がないことを示す証明書

(3) 対象住宅の所有者であることを証する書類（登記事項証明書）

(4) 対象住宅の建築年、建築確認年月日等が分かる書類（建築確認済証等）。

ただし、前号の規定により提出する書類により建築年等が分かる場合は、この限りでない。

(5) 補助対象事業に要する費用の見積書（設計費、工事監理費、工事費等ごとに区分した内訳書を含む。ただし、補助対象事業外のリフォーム工事等を併せて行う場合は、当該工事等を区分した全体の内訳書を含む。）の写し

(6) 住宅に居住していることがわかる書類（住民票の写し等）（申請者が居住している場合に限る。）

(7) 耐震診断の結果報告書の写し

(8) 耐震補強後の設計上部構造評点を確認する補強計画書

(9) 耐震補強工事の内容が分かる図面

(10) 対象住宅の外観写真（東西南北の4面）

(11) 補助金交付決定通知書送付用定形郵便封筒（郵便切手を貼付したもの）

(12) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、前条第1項の規定による申請があった場合において、その内容を審査し、適当であると認めるときは、予算の範囲内において補助金の交付を決定するものとする。

(交付の条件)

第8条 市長は、補助金の交付決定を行う場合において、当該補助金の交付の

目的を達成するため必要があると認めるときは、補助金の交付の決定に条件を付することができる。

（決定の通知）

第9条 市長は、第7条の規定により補助金の交付を決定したときは、下関市住宅耐震化促進事業補助金交付決定通知書（様式第3号）により、その決定の内容及びこれに条件を付した場合にはその条件を申請した補助対象者に通知するものとする。

2 市長は、第7条の規定による審査により、補助金の交付が適当でないと認めるときは、補助金を交付しない旨を補助金の交付申請者に下関市住宅耐震化促進事業補助金不交付決定通知書（様式第4号）により通知するものとする。

（事業の実施）

第10条 前条第1項の補助金の交付決定通知を受けた補助対象者（以下「補助事業者」という。）は、適切に補助対象事業を実施しなければならない。

2 補助事業者が第7条の規定による補助金の交付の決定前に補助対象事業に着手した場合は、当該補助事業者に対しては補助金を交付しない。

（申請の取下げ）

第11条 補助事業者は、第9条第1項の規定による通知を受けた後に補助対象事業を中止し、又は廃止しようとするときは、下関市住宅耐震化促進事業中止・廃止届（様式第5号）により当該補助対象事業の交付の申請を取り下げることができる。

2 前項の規定により申請が取り下げられたときは、当該申請に係る補助金の交付の決定はなかったものとみなす。

（補助対象事業の変更に係る承認の申請等）

第12条 補助事業者は、補助対象事業の内容又は補助対象事業に要する経費の配分を変更しようとする場合は、あらかじめ当該変更に係る申請を下関市住宅耐震化促進事業補助金交付変更承認申請書（様式第6号）により市長に提出して、その承認を受けなければならない。ただし、市長が当該変更を軽微な変更であると認めるときは、この限りでない。

2 前項の規定による申請においては、第6条第2項の規定を準用する。この

場合において、添付する書類は、当該変更に係る書類に限る。

- 3 補助事業者は、補助対象事業が予定の期間内に完了しないとき、又は補助対象事業の遂行が困難となったときは、遅滞なく、その理由及び当該補助対象事業の遂行の状況を記載した書類を市長に提出して、その指示を受けなければならない。
- 4 市長は、第1項の申請書の提出又は前項の書類の提出を受けた場合には、補助金の交付の決定を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。
- 5 市長は、前項の場合において、下関市住宅耐震化促進事業補助金交付変更等決定通知書（様式第7号）により、補助事業者に通知するものとする。

（完了報告）

第13条 補助事業者は、補助対象事業が完了したときは、その完了の日から起算して20日を経過した日又は当該年度の2月末日のいずれか早い日までに次に掲げる書類を添えた下関市住宅耐震化促進事業完了報告書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。ただし、第5号から第7号までの書類にあつては、市長が添付の必要がないと認めた書類の添付を省略することができる。

- （1）住宅耐震化促進事業実績書（様式第9号）
- （2）契約書の写し
- （3）領収書の写し（設計費及び工事監理費を含む。）
- （4）補助対象事業に要する費用の見積書（設計費、工事監理費、工事費等ごとに区分した内訳書を含む。ただし、補助対象事業外のリフォーム工事等を併せて行う場合は、当該工事等を区分した全体の内訳書を含む。）の写し
- （5）耐震補強工事の写真（施工前、施工中及び完了時）
- （6）木造住宅耐震改修事業前後の平面図
- （7）木造住宅耐震改修事業後の耐震診断結果報告書の写し
- （8）補助金交付確定通知書送付用定形郵便封筒（郵便切手を貼付したもの）
- （9）その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第14条 市長は、前条の下関市住宅耐震化促進事業完了報告書の提出を受け

た場合において、その内容を審査し、適当であると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に対し、下関市住宅耐震化促進事業補助金交付額確定通知書（様式第 10 号）により通知するものとする。

（是正のための措置）

第 15 条 市長は、前条の規定による審査の結果、補助対象事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該補助対象事業について、これに適合させるための措置をとるべきことを補助事業者に対して指示することができる。

2 第 13 条の規定は、前項の規定による指示に従って行う補助対象事業について準用する。

（補助金の交付請求）

第 16 条 第 14 条の規定による通知を受けた補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、下関市住宅耐震化促進事業補助金交付請求書（様式第 11 号）を市長に提出しなければならない。ただし、補助金の受領について、耐震改修業務の契約を締結した施工業者等に委任する場合（以下「受領委任払」という。）は、下関市住宅耐震化促進事業補助金交付請求書（受領委任払用）（様式第 12 号）によるものとする。

2 前項に掲げる書類のほか、申請者が補助金の交付申請日の属する年度内に居住を開始するものである場合は、補助対象事業に係る住宅に申請者が居住していることを証する書類（住民票又は公的機関が発行した書類の写しで、補助事業者が居住していることが確認できるもの）を市長に提出しなければならない。ただし、特段の事由により補助事業者が居住できない場合で、市長が特に認めたときは、この限りでない。

（補助金の交付）

第 17 条 市長は、前条第 1 項の規定により請求書の提出を受けた場合において、これを審査し、適当であると認めるときは、請求日から 30 日以内に補助事業者に当該請求額を交付するものとする。

（関係書類の整備等）

第 18 条 補助事業者は、補助対象事業の施行及び経費の収支に関する帳簿その他関係書類を整備し、当該補助対象事業の完了した日の属する会計年度の

翌年度の初日から起算して5年間これを保管しなければならない。

(補助金の交付決定の取消し等)

第19条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき、又は市長の指示に従わなかったとき。
- (4) この要綱に違反したとき。
- (5) その他市長が補助金を交付することが適当でないと認めたとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金を交付しているときは、補助事業者に対し期限を定めてその返還を命ずる。

3 前2項の規定は、第14条の規定による補助金の額の確定があった後においても適用する。

4 第1項の規定による取消しの通知は下関市住宅耐震化促進事業補助金交付決定取消通知書(様式第13号)により、第2項の規定による返還の命令は下関市住宅耐震化促進事業補助金返還命令書(様式第14号)により行うものとする。

(財産の処分の制限)

第20条 補助事業者は、補助対象事業により設置し、又は改修したものについて、良好な管理をしなければならない。

2 補助事業者は、補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産を、市長の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、補助事業者が補助金の全部に相当する金額を市に納付した場合又は市長が定める期間を経過した場合は、この限りでない。

(質問、報告等)

第21条 市長は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し質問をし、報告を求め、若しくは補助対象事業の施行に関し必要な指示をし、又は第18条

の帳簿その他関係書類を検査することができる。

(その他)

第 22 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正前の下関市建築物耐震化促進事業補助金交付要綱による補助金については、この要綱による改正後の下関市建築物耐震化促進事業補助金交付要綱による補助金とみなす。

(この要綱の失効)

3 この要綱は、次の各号のいずれか早い日にその効力を失う。ただし、当該日の属する年度以前の予算に係る補助金については、この要綱は、同日後も、なおその効力を有する。

(1) 国又は山口県のこの事業に相当する事業が終了した日

(2) 下関市耐震改修促進計画（平成 20 年 3 月策定）の計画期間（計画期間満了後も効力を有するとされる期間を含む。）の末日

(3) 令和 10 年 3 月 31 日

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和 4 年 3 月 31 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、附則第 3 項第 3 号



の改正規定は、令和 7 年 3 月 31 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正前の下関市住宅耐震化促進事業補助金交付要綱に基づき交付を決定した補助金の取扱いについては、なお従前の例による。